労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全日本空輸乗員組合から、賃金水準の確保等の要求に関して、平成21年11月18日以降、同組合の組合員が従事する全日本空輸株式会社の全職場（北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、千葉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、愛知県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 21 年 11 月 17 日

厚生労働大臣　長妻　　昭

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全日本港湾労働組合日本海地方本部から、年末一時金の要求に関して、平成21年11月18日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府及び鳥取県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 21 年 11 月 17 日

厚生労働大臣　長妻　　昭

別表

新 潟 県	株式会社リンコーコーポレーション、日本海倉庫株式会社、新潟東洋埠頭株式会社、富士運輸株式会社、新光港運株式会社、丸肥運送倉庫株式会社、リンコー運輸株式会社及び直江津海陸運送株式会社
富 山 県	伏木海陸運送株式会社、株式会社丸共組、伏木貨物株式会社、北陸日本海油送株式会社、富山港湾運送株式会社、富山太平洋物流株式会社、ＦＫＫエンジニアリング株式会社及び日本海産業株式会社
石 川 県	七尾海陸運送株式会社
福 井 県	敦賀海陸運輸株式会社及び社団法人全日本検数協会北陸支部
京 都 府	飯野港運株式会社
鳥 取 県	境港海陸運送株式会社

最低賃金の改正決定に関する公示

東京労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、東京都出版業最低賃金（平成20年東京労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 11 月 17 日

東京労働局長　東　　明洋

第４号中「１時間813円」を「１時間819円」に改める。

附　則

この決定は、平成21年12月31日から効力を生ずる。

島根労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金（平成20年島根労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 21 年 11 月 17 日

島根労働局長　伊藤　敏明

第４号中「１時間744円」を「１時間746円」に改める。

附　則

この決定は、平成21年12月21日から効力を生ずる。

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

十一月十三日（金）

○国会提出案件（抜粋）

一、地方分権改革推進委員会第四次勧告を国会に報告することについて（決定）（内閣府本府）

公　告

謡　事　項

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成20年内閣府令第29号）附則第２条第１項及び第２項の規定により届出のあった事項について、同条第４項に基づき次のとおり公告する。

平成 21 年 11 月 17 日

金融庁長官　三國谷勝範

所在地の変更のあった者

⑴　名称　日本ＧＥ株式会社
　変更後の所在地　東京都港区赤坂５丁目２番20号

⑵　名称　有限会社パシフィック・キャピタル・マネジメント
　変更後の所在地　東京都千代田区麹町３丁目５番２号

⑶　名称　独立行政法人国際協力機構
　変更後の所在地　東京都千代田区二番町５－25

⑷　名称　ユニファイド・パートナーズ株式会社
　変更後の所在地　東京都中央区日本橋１丁目５番３号

⑸　名称　ＫＦ１株式会社
　変更後の所在地　東京都港区虎ノ門３丁目８番21号

⑹　名称　東京債権回収株式会社
　変更後の所在地　東京都千代田区九段北４丁目２番１号

工場財団

兵庫県姫路市飾磨区中島字宝来3067番地の８**西播商事株式会社**の工場財団に兵庫県姫路市飾磨区中島字宝来3067番地18兵庫県姫路市飾磨区中島字宝来3067番地19西播商事株式会社飾磨工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 21 年 11 月 17 日

神戸地方法務局姫路支局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成21年11月４日から１年の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成 21 年 11 月 17 日

高松法務局長　古畑　泰雄

記

氏名　三好　正英
所属する司法書士会　香川県司法書士会
登録番号　高松第169号
事務所の所在地　香川県さぬき市津田町津田1444番地４
違反行為　虚偽の登記申請

被害回復給付金裁定表記載公告

平成 21 年 11 月 17 日

神戸地方検察庁　検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第14条第３項の規定により、同条第１項の規定により支給する被害回復給付金の額を裁定表に記載したので公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　神戸地方検察庁　平成21年第１号
２　支給する被害回復給付金の額を裁定表に記載した年月日
　平成21年11月17日
３　この公告に関する問い合わせ先
　〒650―0016 神戸市中央区橘通１丁目４番１号
　神戸地方検察庁　被害回復給付金担当
　電話番号　078―367―6100（内線376）

○　この公告があった時から６月間、資格裁定を受けた者が被害回復給付金を受ける権利を行使しないときは、その権利は消滅することとなります。
○　上記支給手続における申請人又はその代理人は、裁定表の閲覧を請求することができます。